

# 二戸市早朝野球協会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は、二戸市早朝野球協会と称す

## 第2章 目的

第2条 本会は野球を通じて会員相互の融和と親睦を図り、青少年の不良化防止および職場で明るく働き、よって事業の健全なる振興と社会公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第3章 役員および顧問

第3条 本会に次の役員をおく。

- |        |      |
|--------|------|
| 1. 会長  | 1名   |
| 2. 副会長 | 1名   |
| 3. 理事  | 若干名  |
| 4. 監事  | 3名以内 |

第4条 役員を選出は次のとおりとし、任期は2年とする。

会長、副会長は理事会の推薦により、理事、監事は会員の互選により選出する。

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
3. 理事は会長の命を受け会を管理する。
4. 監事は会務の状況および会計を監査する。

第6条 本会に顧問を若干名おくこととし、会長が委嘱する。

## 第4章 参加資格

第7条 本会の参加資格は次のとおりとする。

1. 二戸市内に居住するもの。
2. 二戸市内に勤務するもの。
3. 高校生は野球部、ソフトボール部に在籍しないとこととし、1チームにつき3名までの登録を認める。ただし親権者の承諾書を登録時に添付することとする。

## 第5章 試合

第8条 本会の野球試合は毎年度改正公認野球規則を基本として行い、さらに次のルールに従う。

1. 試合開始は午前5時30分とし、5時45分までに集合しないチームは不戦敗とする。
2. いかなる試合も7時00分までとし、時間までに試合が終了しないときは、3回以上を有効試合とみなす。雨天時の場合も準ずる。
3. 全チーム登録制とし、登録メンバーは25名以内とする。

## 第6章 賞罰

第9条 会員で次の事項に該当する者は議を経て賞罰されることがある。

1. 協会運営に特に功労があり会員の模範とする者を表彰する。
2. 市民より非難を受けるような行動をとった者は、会員より除名する。
3. 試合進行上好ましからざる行動をとった者は審判の権限でただちに退場とする。

## 第7章 会費および会則

第10条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第11条 本会規約施行について必要な細則は役員会の決議を経て別に定めることができる。

第12条 本会会計年度は4月1日から3月31日とする。

第13条 本会の事務局は総会の都度決定する。

第14条 本会規約は昭和44年5月15日から施行する。

### 附則

この規約は昭和47年4月役員会において一部改正し昭和47年5月10日より施行。

平成17年度総会において一部改正し平成17年4月28日より施行。

平成28年度総会において一部改正し平成28年5月7日より施行。